

業務代行料基準額（年額）

施設名	基準額（単位：千円）
一般園地	404,046
咲くやこの花館	306,636
水の館・陳列館ホール・茶室	-381
野外卓	8,213
馬場	10,914
パークゴルフ場	2,238
小計①(建設局所管施設分)	731,666
球技場、運動場、庭球場	40,483
スポーツセンター、プール	193,831
小計②(経済戦略局所管施設分)	234,314
合計(①+②)	965,980

※基準額の合計並びに小計（①及び②）を超えた価格を提案してきた場合は、申請を受付けない。

※各施設ごとに基準額の2割を超えた価格を提案してきた場合は、申請を受付けない。

※施設の管理運営形態を変更又は廃止する提案を行う場合は、当該施設の基準額は差引くものとする。

利益配分について

当該事業年度の収支合計において、業務代行料を含む総収入から総支出を差し引いて、利益が総収入の2.5%を上回った場合、その上回った金額の50%を大阪市に納付、大阪市が指定管理者に支払う次年度以降の業務代行料に充当、又は指定管理事業者が実施する公園内の大阪市所管施設の改修費等に充当していただきます。

上記、利益配分金算出のための率について、2.5%を上限値、50%を下限值として、提案することができます。

※例示については、裏面を参照すること。

(例示 (利益が総収入の2.5%を上回った場合、その上回った金額の50%を納付する場合))

①市への納付が生じる場合

(単位：千円)

	総収入	総費用	利益	利益／総収入	市納付額	指定管理者 取得利益
施設 A	200,000	180,000	20,000			
施設 B	300,000	290,000	10,000			
施設 C	100,000	90,000	10,000			
3 施設合計	600,000	560,000	40,000	6.7%	12,500	12,500

※利益が40,000千円発生し、総収入の2.5%である15,000千円を上回っているため、その上回った利益25,000千円のうち、50%の12,500千円を市への納付額とする。

②市への納付が生じない場合 (利益が生じなかった場合)

(単位：千円)

	総収入	総費用	利益	市納付額
施設 A	200,000	210,000	-10,000	
施設 B	300,000	310,000	-10,000	
施設 C	100,000	90,000	10,000	
3 施設合計	600,000	610,000	-10,000	0

※利益が発生しないため、市への納付は必要ない。

③市への納付が生じない場合 (利益が総収入の2.5%に満たなかった場合)

(単位：千円)

	総収入	総費用	利益	利益／総収入	市納付額	指定管理者 取得利益
施設 A	200,000	190,000	10,000			
施設 B	300,000	300,000	0			
施設 C	100,000	98,000	2,000			
3 施設合計	600,000	588,000	12,000	2.0%	0	12,000

※利益が総収入の2.5%に満たないため、市への納付は必要なく、12,000千円の利益は全て指定管理者の利益になる。